

次期「滋賀の教育大綱」の策定について

1. 策定の趣旨

- 現行の「滋賀の教育大綱」については、令和5年度(2023年度)が終期となることから、令和4年度(2022年度)から次期大綱の策定に着手し、令和5年度(2023年度)中の策定を見込む。
- 次期大綱は、現行の大綱と同様に、滋賀県教育振興基本計画(第4期)と一体的に策定を図る。
- 教育振興基本計画については、滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例に規定される「県行政の各分野に係る政策および施策の基本的な方向を体系的に定める計画」のうち教育分野において該当するため、滋賀県議会の議決を経て策定することとなる。

2. 大綱の枠組

(1)期間

令和6年度(2024年度)から ※現行大綱は5年間

(2)策定主体

滋賀県知事

(3)大綱の性格

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定される地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(文化振興に関する施策については「滋賀県文化振興基本方針」、スポーツ振興に関する施策については「滋賀県スポーツ推進計画」との調和を図る。)

3. 策定の進め方

令和4年度(2022年度)および令和5年度(2023年度)の各回の総合教育会議において、大綱の策定について協議する。併行して、滋賀県教育振興基本計画(第4期)の策定に向け、滋賀県教育振興基本計画審議会を設置して諮問し、答申を得たうえで案を調製し、滋賀県議会の議決を得る。これら一連の手続きを経て策定する。

4. 今後のスケジュール(予定)

令和4年(2022年)5月	令和4年度第1回総合教育会議(策定の進め方)
8月	令和4年度第2回総合教育会議(実績確認、策定方針)
11月	令和4年度第3回総合教育会議(次期骨子案確認)
令和5年(2023年)1月	令和4年度第4回総合教育会議(次期素案確認)
4月	市町等への意見聴取
5月	令和5年度第1回総合教育会議(市町等意見確認)
8月	令和5年度第2回総合教育会議(大綱案協議①)
11月	令和5年度第3回総合教育会議(大綱案協議②)
12月	大綱の策定

(参考1)教育振興基本計画の策定に関するスケジュール

令和4年(2022年)9月	滋賀県教育振興基本計画審議会の設置、諮問 (令和4年度中3回、令和5年度中2回の開催を予定)
令和5年(2023年)7月	滋賀県教育振興基本計画審議会からの答申
8月	県民政策コメントの実施
9月	滋賀県議会へ策定状況報告
11月	滋賀県議会へ提案

(参考2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(大綱の策定等)
第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

(参考3) 教育基本法(平成18年法律第120号)

(教育振興基本計画)
第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(参考4) 滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例(平成17年滋賀県条例第37号)

(定義)
第2条 この条例において「基本計画」とは、次の各号に掲げる計画等のうち、計画等の期間が原則として5年以上のものをいう。
(2) 県行政の各分野に係る政策および施策の基本的な方向を体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの(法令に定めのあるものを除く。)のうち、県行政の推進のため特に重要なもの
(議会の議決)
第3条 知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)は、基本計画の策定、変更(軽微な変更を除く。以下同じ。)または廃止をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。
(議会への報告)
第4条 知事等は、基本計画の策定または変更をしようとするときは立案過程においてその目的、理由および概要等を、基本計画の廃止をしようとするときはあらかじめその理由を議会に報告しなければならない。

(参考5) 滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)

別表(第2条関係)
1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県教育振興基本計画審議会	知事の諮問に応じて教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の教育の振興のための施策に関する基本的な計画について調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保護者である者 (3) 教育機関の職員 (4) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間